

5 地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な子ども虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により詳細を示している。

今回、平成29年9月1日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」、「地方公共団体が行う検証の実施状況」、「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。（調査対象：地方公共団体（各都道府県、指定都市、児童相談所設置市）数69か所）

(1) 地方公共団体における検証組織の設置状況

① 検証組織の設置の有無

地方公共団体における検証組織の設置状況については、検証組織を設置している地方公共団体が69か所（100.0%）であり、全ての地方公共団体に検証組織が設置されている。

そのうち設置されている検証組織が常設である地方公共団体は55か所、事例毎に随時設置される地方公共団体は14か所であった。

表5-1-1 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置率
設置		69	100.0%
内訳	常設	55	
	事例毎に随時設置	14	

② 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、児童福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が22か所（31.9%）、地方社会福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が36か所（52.2%）、単独設置をしている地方公共団体が10か所（14.5%）であった。

表 5-1-2 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
児童福祉審議会の下部組織として設置	22	31.9%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	36	52.2%
単独設置	10	14.5%
その他	1	1.4%
計	69	100.0%

③ 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は 58 か所 (84.1%) であった。

表 5-1-3 検証組織の設置要綱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
あり	58	84.1%
なし	11	15.9%
計	69	100%

④ 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を定めている地方公共団体は 42 か所 (60.9%) であった。

また、検証組織が定めている検証対象の範囲は、「2. 重大事例（死亡事例を含む。）を対象」が 32 か所 (76.2%) で最も多く、次いで「『1. 死亡事例のみ』または『2. 重大事例（死亡事例を含む。）を対象』のうち、関係機関の関与状況により判断」が 9 か所 (21.4%) であった。

表 5-1-4 検証対象の範囲の定め

区分	地方公共団体数	構成割合
定めている	42	60.9%
定めていない	27	39.1%
計	69	100%

表 5-1-5 検証対象の範囲の内容

区分	地方公共団体数	構成割合
1. 死亡事例のみ	0	0.0%
2. 重大事例(死亡事例を含む。)を対象	32	76.2%
3. 1または2のうち、関係機関の関与の状況により判断	9	21.4%
4. その他	1	2.4%
計	42	100.0%

⑤ 検証組織の構成員

調査時点、検証組織の構成員に関し委嘱をしている地方公共団体 62 か所における各検証組織の構成員の数は、「5人」が 24 か所 (38.7%) と最も多く、次に「6人」が 15 か所 (24.2%) となっていた。なお、構成員の人数の平均は 6.4 人であった。

検証組織の構成員の職種、所属等については、「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注1)}」「医師^{注2)}」「弁護士」が 9 割以上の地方公共団体で委嘱されており、次いで「児童福祉施設関係(協議会等を含む。)」(54.8%)、「民生委員・児童委員(協議会等を含む。)」(38.7%) が多くの地方公共団体で委嘱されていた。「その他」については、臨床心理士や助産師、NPO 法人代表者があった。

委嘱されている「大学の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が 32 か所 (54.2%) と最も多く、次いで「心理部門(児童心理、臨床心理を含む。)」が 24 か所 (40.7%)、「社会福祉分野」20 か所 (33.9%) であった。

また、「医師」の専門については、「小児科医」が 45 か所 (73.8%) と最も多く、次いで「精神科医」が 25 か所 (41.0%)、「児童精神科医」が 15 か所 (24.6%) であった。

注1) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。

注2) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。

表5-1-6 検証組織の構成員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
4人	1	1.6%
5人	24	38.7%
6人	15	24.2%
7人	8	12.9%
8人	8	12.9%
9人	4	6.5%
10人以上	2	3.2%
その他	0	0.0%
計	62	100.0%

表5-1-7 検証組織の構成員の職種・所属等（複数回答）

職種、所属等（OB等を含む）	地方公共団体数	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者 ^{注1)}	59	95.2%
医師 ^{注2)}	61	98.4%
弁護士	60	96.8%
児童福祉施設関係（協議会等を含む。）	34	54.8%
民生委員・児童委員（協議会等を含む。）	24	38.7%
保健・公衆衛生関係	7	11.3%
児童相談所関係	1	1.6%
保育所関係（保育協議会等を含む。）	10	16.1%
社会福祉協議会	4	6.5%
小学校・中学校の校長会	7	11.3%
家庭裁判所関係（調査官等）	1	1.6%
里親会	5	8.1%
警察	2	3.2%
母子寡婦福祉連合会	3	4.8%
その他	25	40.3%

表 5-1-8 「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注1)}」の専門（複数回答）

大学等の教育研究機関の教員等の専門	地方公共団体数	構成割合
児童福祉分野	32	54.2%
社会福祉分野	20	33.9%
心理部門(児童心理、臨床心理を含む。)	24	40.7%
教育部門	11	18.6%
保育部門	3	5.1%
看護・保健分野	13	22.0%
その他	3	5.1%

表 5-1-9 「医師^{注2)}」の専門（複数回答）

医師の専門	地方公共団体数	構成割合
小児科医	45	73.8%
児童精神科医	15	24.6%
産婦人科医	4	6.6%
精神科医	25	41.0%
法医学(監察医、解剖医含む。)	1	1.6%
保健・公衆衛生関係	2	3.3%
その他	4	6.6%

(2) 地方公共団体が行う検証の実施状況

- ① 平成 27 年度に地方公共団体が把握した児童虐待による死亡事例
 平成 27 年度に児童虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、40 か所(58.0%)であり、5 例以上を把握した地方公共団体は 2 か所(5.0%)であった。把握した事例数が最も多い地方公共団体では、8 事例を把握していた。

表 5-2-1 平成 27 年度の児童虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	40	58.0%
事例はない	29	42.0%
計	69	100.0%

表5-2-2 地方公共団体当たりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	25	62.5%
2例	8	20.0%
3例	4	10.0%
4例	1	2.5%
5例以上	2	5.0%
計	40	100.0%

② 地方公共団体による検証の実施状況

平成27年度に把握した児童虐待による死亡事例の検証の実施状況は、「検証した」事例がある地方公共団体は18か所（45.0%）であり、次いで「検証していない」事例がある地方公共団体は9か所（22.5%）、「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」事例がある地方公共団体は9か所（22.5%）、「検証中」の事例がある地方公共団体は4か所（10.0%）であった。

「検証していない」理由（複数回答）としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が約5割を占めており、「その他」の中には、「関係機関との関わりがなく、検証を行うための情報がなかったため」、「複数対象事例があり、着手できてない」などがあった。

また、心中以外の虐待死の事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市町村（虐待対応担当部署）の関与事例」は4事例であり、一方、心中による虐待死（未遂含む）のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市町村（虐待対応担当部署）の関与事例」は4事例であった。

表5-2-3 地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	9	22.5%
複数事例のうち一部検証した／一部検証中	9	22.5%
検証した	18	45.0%
検証中である	4	10.0%
計	40	100.0%

表5-2-4 検証していない理由（複数回答）

区分	検証をしていない事例数(29例)	構成割合
行政機関が関わった事例でないため	16	55.2%
裁判中のため	0	0%
その他	17	58.6%

表5-2-5 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂含む)	計
検証していない事例	19	10	29
うち、児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例	4	4	8
検証した事例	22	13	35
うち、児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例	14	9	23
検証中の事例	7	1	8
うち、児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例	5	0	5
計	48	24	72

③ 地方公共団体における検証報告書数

平成27年度に把握した児童虐待による死亡事例について、26か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は計35報告であった。第13次報告における18地方公共団体、25報告書と比較すると、地方公共団体数、報告書数ともに増加している。

表5-2-6 地方公共団体による検証報告書数

検証事例数	地方公共団体数	計
1	20	20
2	3	6
3	3	9
4	0	0
5	0	0
計	26	35

④ 地方公共団体による検証にかかった期間

平成 27 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12 か月以上」が最も多く（28.6%）、最短では1 か月、最長では 21 か月かかっており、平均では 9.4 か月であった。

表 5-2-7 検証にかかった期間

区分	検証事例数	構成割合
3か月未満	1	2.9%
3か月	1	2.9%
4か月	2	5.7%
5か月	1	2.9%
6か月	7	20.0%
7か月	0	0.0%
8か月	6	17.1%
9か月	5	14.3%
10か月	2	5.7%
11か月	0	0.0%
12か月以上	10	28.6%
計	35	100.0%

⑤ 地方公共団体による検証における支障の有無

平成 27 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証において、検証における支障が「ない」とした検証報告書は 21 報告（60.0%）であり、支障が「あり」とした検証報告書は 14 報告（40.0%）であった。

また、支障が「あり」としたその内容は、「警察から情報が得られない」が 8 報告（57.1%）と最も多く、次いで「関係機関の関与がなく情報がな

い」が 4 報告（28.6%）であった。

表 5-2-8 検証における支障の有無

区分	検証事例数		構成割合
ない	21		60.0%
あり	14		40.0%
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	3	21.4%
	警察から情報が得られない	8	57.1%
	家庭裁判所から情報が得られない	0	0.0%
	保育所・幼稚園から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	0	0.0%
	関係機関の関与がなく情報がない	4	28.6%
	その他	5	35.7%

⑥ 地方公共団体の検証報告書の周知方法

平成 27 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書の周知方法は、去年と同様、関係部署や関係機関、要保護児童対策地域協議会といった関係者への配布や研修・会議での使用のほか、ホームページへの掲載や記者発表など、広く一般向けに周知を行った。

表 5-2-9 検証報告書の周知方法（複数回答）

区分	検証事例数(35例)	構成割合
関係部署へ配布	33	94.3%
関係機関へ配布	32	91.4%
要保護児童対策地域協議会にて配布	13	37.1%
記者発表	13	37.1%
ホームページへ掲載	21	60.0%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	15	42.9%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	6	17.1%

⑦ 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

平成 27 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言については、全てにおいて何らかの対応をしていた。

表 5-2-10 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	検証事例数	構成割合
対応していない	0	0.0%
一部対応している	18	51.4%
全て対応している	17	48.6%
計	35	100.0%

⑧ 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

平成 27 年度に把握した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言の取組状況を公表している検証報告書は 1 報告 (2.9%) であった。

表 5-2-11 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	検証事例数	構成割合
公表していない	34	97.1%
公表した	1	2.9%
計	35	100.0%

(3) 国の検証報告の活用状況

国の検証報告である第12次報告について、公表から1年を経過した後の活用状況について調査を行った。

① 第12次報告の周知

9割以上の地方公共団体が、都道府県・市町村の関係部署や関係機関に対し周知を行っていた。

表5-3-1 第12次報告の周知先（複数回答）

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	69	100.0%
関係機関へ配布	65	94.2%
要保護児童対策地域協議会にて配布	19	27.5%
ホームページへ掲載	1	1.4%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修で使用	24	34.8%
その他	2	2.9%

② 第12次報告の提言を踏まえての取組状況

第12次報告の提言を踏まえての取組状況については、多くの提言について、ほとんどの地方公共団体が、「既に対応済み」又は「取り組んだ」との状況であった。特に、提言「B. 養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援」「F. 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営」「G. 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上」については、ほとんど全ての地方公共団体で取組がなされていた。

一方、未だ「取り組んでいない」と回答した地方公共団体が多かった提言は、「D. 学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携」「I. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化」であり、取り組んでいない理由は、「予算がない」「今後、検討していく予定」といった回答がみられた。

また、「J. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用」についても、未だ「取り組んでいない」と回答した地方公共団体が多かったが、取り組んでいない理由には、「予算がない」「組織の合意が得られない」「人的余裕がない」などの回答があった。

表5-3-2 第12次報告の提言に対する取組

区分	既に対応済み		取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共 団体数	構成割合	地方公共 団体数	構成割合	地方公共 団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
A. 妊娠前から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化	40	58.0%	28	40.6%	1	1.4%	0	0	1
B. 養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援	48	69.6%	21	30.4%	0	0.0%	0	0	0
C. 医療機関からの情報提供の促進と支援・連携のための体制づくり	43	62.3%	24	34.8%	2	2.9%	0	0	2
D. 学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携	46	66.7%	20	29.0%	3	4.3%	2	0	1
E. 入所措置解除時の支援体制の整備	49	71.0%	19	27.5%	1	1.4%	1	0	0
F. 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営	40	58.0%	29	42.0%	0	0.0%	0	0	0
G. 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上	42	60.9%	27	39.1%	0	0.0%	0	0	0
H. 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施	39	56.5%	29	42.0%	1	1.4%	0	0	1
I. 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化	36	52.2%	30	43.5%	3	4.3%	1	1	1
J. 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用	41	59.4%	25	36.2%	3	4.3%	1	1	2